

○恵庭市重度障がい者タクシー料金助成要綱

昭和60年4月1日

実施

(目的)

第1条 この要綱は、心身の障がいにより外出困難なためタクシーを利用しなければならない在宅の重度障がい者に対し、タクシー運賃の一部を助成することにより生活圏の拡大と福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に基づきタクシー料金の助成を受けることができる者は、市内に住所を有し、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条の規定により知的障がいの判定を受けA判定の療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により1級である精神障害者福祉手帳の交付を受けている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「障害程度等級表」という。)に規定する下肢及び体幹機能障がい者並びに乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの移動機能障がい者
- (2) 障害程度等級表に規定する視覚障がい者
- (3) 障害程度等級表に規定する心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫及び肝臓の機能障がい者。ただし、腎臓の機能障がい者で恵庭市人工透析患者通院交通費助成要綱(昭和62年4月1日実施)による助成を受けている者を除く。
- (4) 知的障がい者
- (5) 精神障がい者

2 前項の規定にかかわらず、所得税が課せられている世帯(対象者が18歳以上の場合は、対象者及びその配偶者に限る。)に属する者は、助成の対象としない。

3 前項に定める所得税は、前年分の所得税とする。ただし、助成を受けようとする日が1月1日から6月30日までの日である場合においては、前々年分の所得税とする。

4 市長は、前3項の規定により、タクシー料金助成対象者登録(以下「助成対象者登録」という。)をするものとする。

(助成の額及び方法)

第3条 助成の年度額は、1万3,000円(額面500円26枚綴)とし、助成は、重度障がい者タクシー料金助成券(様式第1号。以下「助成券」という。)を交付することにより行うものとする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、恵庭市重度障がい者タクシー料金助成申請書(様式第2号。以下「助成券」という。)を市長に提出しなければならない。

(助成の決定及び助成券の交付)

第5条 市長は、前条による申請書を受理したときは、第2条第2項の助成対象者登録されている者には助成券を交付し、助成対象者登録されていない者については、速やかに助成の可否を決定し、恵庭市重度障がい者タクシー料金助成決定通知書(様式第3号)又は恵庭市重度障がい者タクシー料金助成却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するとともに、助成を可とする者には助成券を交付するものとする。

(利用方法)

第6条 助成券の交付を受けたもの(以下「利用者」という。)がタクシーを利用するときは、身体障害者手帳又は療育手帳を運転者に提示し、助成券を渡すものとする。

(利用タクシーの範囲)

第7条 利用者が利用できるタクシーは、千歳地区ハイヤー事業協同組合及び社団法人札幌ハイヤー協会に加盟しているハイヤー会社の車とする。ただし、市長が特に必要と認めた福祉的な車については、この限りでない。

(資格の喪失)

第8条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 施設へ入所したとき。
- (3) 第2条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

(返還)

第9条 前条の規定により資格を失ったときは、速やかに助成券を市長に返還しなければならない。

2 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者から助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(届出の義務)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、恵庭市重度障がい者タクシー料金助成変更等届(様式第5号)により、その旨を市長に届けなければならない。

- (1) 住所、氏名が変わったとき。
- (2) 利用資格を喪失したとき。
- (3) 紛失したとき。

(譲渡の禁止及び再交付)

第11条 助成券は、他人に譲渡してはならない。

2 助成券の再交付は、き損等による現物引き換え以外に行わないものとする。ただし、市長が特に必要であると認めたときは、この限りでない。

(交付台帳の整備)

第12条 市長は、重度障がい者タクシー乗車券交付台帳を備え、交付状況を常に明確にしておくものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日より実施する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年5月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

ただし、第2条第1項の改正規定は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年3月6日から実施する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の恵庭市重度障害者タクシー料金助成要綱の規定は、平成21年4月1日以後に利用したタクシーチケット料金の助成について適用し、同日前に利用したタクシーチケット料金の助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から実施する。

様式第1号(第3条関係)

表  
(表)  
面

No. _____		
年度 重度障がい者タクシー料金助成券		
手帳番号	北海道	第 号
氏名		
住所	恵庭市	
恵庭市	発行年月日	年 月 日
	有効期限	年 月 日

表  
(裏)  
面

利用上の注意事項

- この券は、本人が乗車したときに使用できます。
- タクシーを利用する時は、必ず身体障害者手帳又は療育手帳を運転者に提示し、助成券を渡して下さい。
- 使用できるタクシーは、千歳地区ハイヤー事業協同組合及び(社)札幌ハイヤー協会に加盟している各社です。
- 住所・氏名の変更及び利用資格を喪失した場合は、ただちに恵庭市(電話 \_\_\_\_\_)へ届けて下さい。
- この券は大切に保管して下さい。
- この券の有効期間は 年 月 日までです。

中  
面

重度障がい者タクシー料金助成券								
五〇〇円券	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 80%;">500円</td> </tr> <tr> <td>利用年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車号</td> <td></td> </tr> </table>	年度	500円	利用年月日		車号		No. ●乗車料金からタクシー料金助成券分の料金を差し引いた額を請求して下さい。 ●1回の使用枚数に制限はありません。 ●タクシー料金助成券の料金はタクシー協会をとおして請求して下さい。
年度	500円							
利用年月日								
車号								
年 月 日	有効期限	年 月 日						
		9037-4 恵庭市						

裏  
面

千歳ハイヤー事業協同組合加盟各社

千歳ハイヤー	千歳支店	☎(0123)23-3121
	支笏湖営業所	☎(0123)25-2111
北交ハイヤー	千歳支店	☎(0123)23-4141
千歳昭和ハイヤー		☎(0123)24-6000
ゆたかハイヤー		☎(0123)23-9111
北都ハイヤー	千歳営業所	☎(0123)23-4646
道央ハイヤー		☎(0123)28-5566
つばさハイヤー		☎(0123)23-1155
金星自動車		☎(0123)26-1411
富士ハイヤー		☎(0123)32-2161
恵庭ハイヤー		☎(0123)32-2141
島松ハイヤー		☎(0123)36-8120
恵庭大和ハイヤー		☎(0123)36-3939
協和交通		☎(0123)33-8800

札幌ハイヤー協会加盟各社(札幌市、江別市、北広島市、石狩市)

様式第2号（第4条関係）

恵庭市重度障がい者タクシー料金助成申請書

年 月 日

恵庭市長 様

住 所 恵庭市

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

恵庭市重度障がい者タクシー料金助成要綱の規定に基づき、下記のとおりタクシー料金助成の申請をします。

記

住 所	恵庭市 _____ 印( )		
氏 名		生年月日	年 月 日
又身 は体 療障 育害 手帳 手帳	手帳番号	北海道 ( ) 第 _____ 号	
	交付年月日	年 月 日	
	障 害 名	下肢・内部(腎臓・心臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫・肝臓) 体幹・視覚・移動機能・知的障がい・精神障がい	
	障 害 等 級	1 級 ・ 2 級 ・ A 判定	

\* 恵庭市人工透析患者通院費助成要綱による助成を受けている方又は受けようとする方は、タクシー料金助成申請はできません。

\* 恵庭市重度障がい者タクシー料金助成決定のために、課税状況について恵庭市長が税務関係部署に報告を求めることに同意します。

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

様式第3号(第5条関係)

恵庭市重度障がい者タクシー料金助成決定通知書

年 月 日

様

恵庭市長

印

年 月 日付で申請のありましたこのことについて恵庭市重度障がい者タクシー料金助成要綱により助成券を交付することに決定しましたので通知します。

\*有効期限

この券の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとなっていますので、期限後は返還し、新たに申請をしてください。

様式第4号(第5条関係)

恵庭市重度障がい者タクシー料金助成却下通知書

年 月 日

様

恵庭市長

印

年 月 日付で申請のありましたこのことについて恵庭市重度障がい者タクシー料金助成については、次のとおり却下しましたので通知します。

(却下理由)

様式第5号(第10条関係)

恵庭市重度障がい者タクシー料金助成変更等届

年 月 日

恵庭市長 様

住 所  
氏 名 印

恵庭市重度障がい者タクシー料金助成要綱により下記のとおりタクシー料金助成の利用資格の変更等があったのでお届けします。

記

区 分	新	旧	変 更 等 年 月 日
住 所	電話番号	電話番号	年 月 日
氏 名			年 月 日
資 格 喪 失 等	1 死亡のため 2 施設入所のため 3 障害程度の変化のため 4 紛失のため		年 月 日 タクシー助成券 返還の有・無 有(残枚)無

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第10条関係)